別表第四十（第七条第二項関係）〔平成32年3月までの間に法附則第5条第6項第1号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第5条第6項第1号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成30年	
			4月	10月
			円	円
平成30年	5月	昭和28年5月2日から昭和28年6月1日までに生まれた者	16,290	—
	6月	昭和28年6月2日から昭和28年7月1日までに生まれた者	32,520	—
	7月	昭和28年7月2日から昭和28年8月1日までに生まれた者	48,700	—
	8月	昭和28年8月2日から昭和28年9月1日までに生まれた者	64,830	—
	9月	昭和28年9月2日から昭和28年10月1日までに生まれた者	80,900	—
	10月	昭和28年10月2日から昭和28年11月1日までに生まれた者	96,930	—
	11月	昭和28年11月2日から昭和28年12月1日までに生まれた者	112,900	16,290
	12月	昭和28年12月2日から昭和29年1月1日までに生まれた者	128,820	32,520
平成31年	1月	昭和29年1月2日から昭和29年2月1日までに生まれた者	144,680	48,700
	2月	昭和29年2月2日から昭和29年3月1日までに生まれた者	160,500	64,830
	3月	昭和29年3月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者	176,260	80,900
	4月	昭和29年4月2日から昭和29年5月1日までに生まれた者	191,970	96,930
	5月	昭和29年5月2日から昭和29年6月1日までに生まれた者	207,700	—
	6月	昭和29年6月2日から昭和29年7月1日までに生まれた者	223,370	—
	7月	昭和29年7月2日から昭和29年8月1日までに生まれた者	239,000	—
	8月	昭和29年8月2日から昭和29年9月1日までに生まれた者	254,570	—
	9月	昭和29年9月2日から昭和29年10月1日までに生まれた者	270,100	—
	10月	昭和29年10月2日から昭和29年11月1日までに生まれた者	285,570	—
	11月	昭和29年11月2日から昭和29年12月1日までに生まれた者	300,990	—
	12月	昭和29年12月2日から昭和30年1月1日までに生まれた者	316,360	—
平成32年	1月	昭和30年1月2日から昭和30年2月1日までに生まれた者	331,680	—
	2月	昭和30年2月2日から昭和30年3月1日までに生まれた者	346,950	—
	3月	昭和30年3月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者	362,180	—